

## 平成28年度宮代町地域包括支援センター事業計画

## 1 包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者（要介護状態等となるおそれの高い者）が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況などに応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が、包括的かつ効果的に実施されるように必要な援助を行う。

■介護予防のための基本チェックリストの実施：4月～5月

■二次予防事業対象者の選定：5月～6月

■介護予防事業への参加支援：7月～平成29年3月

2) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、必要な支援の把握や適切なサービスや関係機関への利用調整を実施する。

ア. 初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援（随時）

イ. 要援護者見守り支援ネットワークの連携強化

■要援護者見守り支援ネットワーク会議の開催（1回）

■ネットワーク構成機関の拡大

■消費者被害に関する情報等の随時提供

ウ. 地域の高齢者の実態把握

■地域訪問活動

対象 75歳以上の要介護・要支援認定を得ていないひとり暮らしあるいは高齢者のみ世帯

方法 民生委員と同行訪問

時期 6月～11月

3) 権利擁護業務

地域住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切な介護サービス等につながる方法が見つからない等、困難ケースに対して専門的・継続的な支援を行う。

●成年後見制度の活用促進

●老人福祉施設等への措置の支援

●高齢者虐待への対応

●困難事例への対応

●消費者被害の防止に関する諸制度の活用等

#### 4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携、他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互連携を図り、介護支援専門員に対する後方支援を行う。

##### ■包括的・継続的なケア体制の構築

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する日常的な個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える困難事例への指導・助言

##### ■介護従事者連絡会の開催

時期 隔月開催（年6回程度開催予定）

内容 行政・地域包括支援センターからの情報提供、事業者からの情報提供及び情報交換、研修会の実施

##### ■ケアマネジャーからの相談随時受付

## 2 地域ケア会議の実施（包括的支援事業）

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他関係者等により構成される会議を設置し、個別事例の検討を行うとともに地域課題を把握し、政策形成に結びつける

##### ■個別事例の検討会議の開催：

実施回数 年6回程度

参加者 行政担当者、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、訪問看護ステーションの看護師、認知症疾患医療センター職員、警察署（生活安全課）、担当民生委員、社会福祉協議会職員、自治会関係者等

## 3 認知症対策の実施

### 1) 認知症総合支援事業（包括的支援事業）

#### ①認知症初期集中支援事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図る

##### ■認知症初期集中支援チーム及び認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置に向けた情報収集・検討

#### ②認知症地域支援・ケア向上事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療介護等の連携強化等による地域における支援体制構築と認知症ケアの向上を図る

##### ■認知症地域支援推進員の配置

- 認知症の人を支援する関係者の連携を図る取組
- 認知症の人とその家族を支援する相談支援や新体制を構築する取組
- その他必要とされる取組

## 2) 認知症の普及啓発活動 (任意事業)

- 認知症サポーター養成講座の実施
- 認知症サポーター活用策の検討

## 4 その他関連事業

- ①高齢者交通安全アドバイスの実施 (交通安全アドバイス施設指定：20年5月27日)  
高齢者訪問時や来所時等に交通安全に関するアドバイスを実施

## 5 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者（要支援1・2）が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、状況を勘案し介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等関係機関との連絡調整を行う

業務の実施においては指定居宅介護支援事業所への業務委託も行う

- 介護予防ケアプランの作成・評価：毎月
- モニタリング（家庭訪問等による状況確認）の実施：毎月
- サービス担当者会議の開催：適宜随時